

防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間
(1)	イ 劇場等 ロ 会堂等	1年に1回	(9)	イ 特殊浴場 ロ 一般浴場	1年に1回
(2)	イ キャバレー等 ロ 遊技場等 ハ 性風俗特殊営業店舗等 ニ カラオケボックス等		(10)	停車場	3年に1回
(3)	イ 料理店等 ロ 飲食店		(11)	神社・寺院等	
(4)	百貨店等		(12)	イ 工場等 ロ スタジオ	
(5)	イ 旅館等 ロ 共同住宅等		(13)	イ 駐車場等 ロ 航空機格納庫	
(6)	イ 病院等 ロ 特別養護老人ホーム等 ハ 老人デイサービスセンター等 ニ 幼稚園等	1年に1回	(14)	倉庫	
(7)	学校	3年に1回	(15)	事務所等	
(8)	図書館等		(16)	イ 特定複合用途防火対象物 ロ 非特定複合防火対象物	1年に1回 3年に1回
			(16の2)	地下街	1年に1回
			(16の3)	準地下街	3年に1回
			(17)	文化財	
			(18)	アーケード	

■ は特定防火対象物 ■ は非特定防火対象物

いいかげんな点検を行う業者を選定

しない

信頼できる点検業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



粗雑な点検を

させない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要項に従って行わなければならない。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*

※(平成11年消防令第145号)



悪質な点検事業者を

ゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



消火器の訪問点検にご注意を!

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さまにも周知徹底を!



トラブル防止のポイント!

契約業者でない場合は...

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。

住宅用火災警報器の訪問販売にご注意を!

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置と維持が義務付けられ、不適正取引と考えられる事例が全国的に発生していますのでご注意ください。



お問い合わせ先

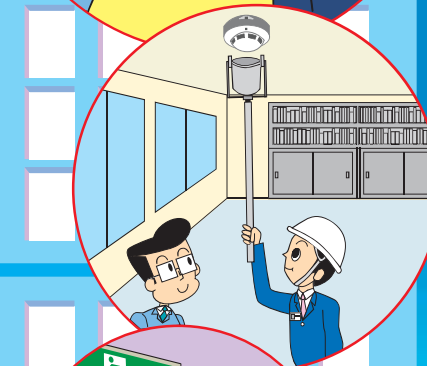
豊橋市消防本部

予 防 課 51-3115
中消防署 52-0119
南消防署 46-0119

財団法人
日本消防設備安全センター
<http://www.fesc.or.jp>

防火対象物
関係者の
皆さまへ

消防用設備等の
点検・報告は
あなたの義務です。



点検に
当たって

関係者のための

Q&A

消防用設備等の点検報告制度
(消防法第17条の3の3)

罰 則	点検報告義務違反
	●点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
	●その法人に対しても上記の罰金

財団法人日本消防設備安全センター

消防用設備等の点検・報告

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

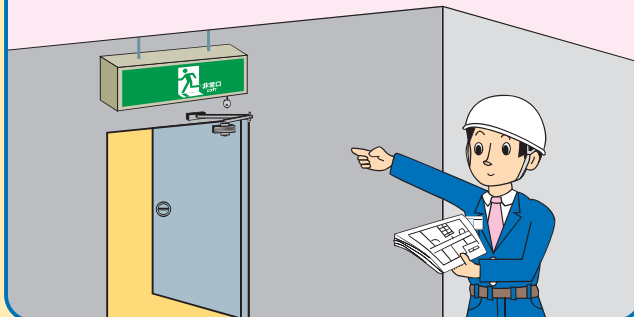
関係者のためのQ&A

お答えします!



Q 点検・報告はなぜ必要なの?

A 建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することがないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



Q 点検・報告の時期は?

A 点検の内容に応じて、次のように定められています。

機器点検: 6ヶ月ごと

・外観や機器の機能を確認します。

総合点検: 1年ごと

・機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

・防火対象物の用途に応じて定められています(裏面の表を参照してください)。点検の期間と報告の期間は異なります。



Q 点検実施者の資格は?

A 防火対象物の用途や規模により、次のように定められています。

消防設備士又は消防設備点検資格者

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物／デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定したもの／工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など
- ③ 特定用途部分が避難階以外の階に存する建物で、階段が2以上設けられていないもの

防火対象物の関係者

上記以外の防火対象物



Q 点検の結果、不良個所があった場合は?

A すみやかに改修や整備をしなければなりません(消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。)



特殊消防用設備等の点検

特殊消防用設備等の点検は、設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに適合しているかどうかについて、点検資格を有する消防設備士又は消防設備点検資格者に点検してもらいます(報告する人は、防火対象物の関係者です。)

点検に当たって

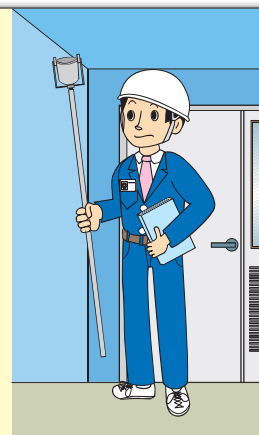
1 事前に行うこと

- ① 点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- ② 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。



2 点検時に行うこと

- ① 点検実施者が点検に必要な資格を有しているか、免状を確認します。
- ② 点検実施者が点検に必要な器具を所持しているかを確認します。
- ③ 必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認します。



3 終了時に行うこと

- ① 消防用設備等が正常な状態に復元されていることを確認します。
- ② 点検票等に正しく記入されているかを確認します。
- ③ 不良個所があった場合は、すみやかに改修します。



点検で機能が正常であるものには、点検済票(ラベル)が貼られます。

点検済票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となっている消防設備点検事業者が貼ることとなっています。